社会福祉法人　豊笑会
ヒルズまいおか
居宅介護支援事業　運営規程

指定居宅介護支援事業
ヒルズまいおか　運営規程

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人豊笑会が開設する　ヒルズまいおか（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

２　事業所の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するとともに、事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。
一　名称　　ヒルズまいおか
二　所在地　　横浜市戸塚区舞岡町 3338 番地７

（職員の職種、員数、及び職務内容）
第４条　事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

職　　種		専従	兼務	職　務　内　容
管理者	常勤		1	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	常勤	5		居宅サービス計画の作成およびその実施状況の把握を行う。
	非常勤	1		

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日とする。（祝日は営業する）

ただし、１２月31日から1月３日までを除く。

二　営業時間　８時３０分から１７時３０分とする。

ただし、電話等により緊急時等には連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

一　課題の分析について使用する課題分析の方法は全国社会福祉協議会方式を用いる。

二　利用者の相談を受ける場所は、利用者の自宅又はその場所が施設内のときは施設の相談室とする。

三　事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

四　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の、利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るとともに、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとし、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

五　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等とその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

六　介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

七　介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

八　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

九　介護支援専門員は、四号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を最低月１回訪問し、利用者及びその家族と面接して行うものとする。

十　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めるものとする。

十一　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されるときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

十二　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用書の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

十三　事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

十四　事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないものとする。

２　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担は無いものとする。

３　次条の、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援に係る訪問・調査等に要した交通費は、その実費（公共交通機関を利用した際の料金）を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一　実施地域を越えたところから、片道おおむね１キロあたり　　４０円

４　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

横浜市	戸塚区、港南区、栄区

（緊急時等における対応方法）

第８条　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（相談・苦情対応）

第９条　当事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故発生時の対応）

第１０条　当事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後３ヶ月以内

二　継続研修　年２回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊笑会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１９年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成１９年　７月　１日から施行する。

この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２２年１０月　１５日から施行する。

この規程は、平成２３年　８月　２２日から施行する。

この規程は、平成２４年　７月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年１２月　１日から施行する。

この規程は、平成２５年　２月　１０日から施行する。

この規程は、平成２７年　７月　１５日から施行する。

この規程は、平成３１年　４月　　１日から施行する。

この規程は、令和元年　１１月　　１日から施行する。